

私立高等学校等授業料の補助

対 象 10月1日現在、私立高等学校または私立専修学校の高等課程（修業年限が3年の課程にかぎる。）に在籍している生徒の保護者で、市内に住所を有する方

※ただし次に掲げる生徒の保護者を除く。

- ◇高浜市奨学金を受けている生徒
- ◇特待生で、授業料を全額免除されている生徒
- ◇通信制課程、専攻科、別科に在籍する生徒
- ◇私立高等学校などに3年を超えて在籍している生徒

補 助 額 対象生徒が当該年度分として私立学校などに納付すべき授業料が各金額に満たないときは、その納付すべき授業料相当額とします。

世 帯 区 分	1人あたりの補助額（年額）
補助年度の市民税の課税の基準となる課税総所得金額が200万円以下の世帯	24,000円
補助年度の市民税の課税の基準となる課税総所得金額が200万円を超え350万円以下の世帯	12,000円

申請方法 10月31日(水)までに、高浜市私立高等学校等授業料補助金交付申請書（9月下旬までに保護者あてに送付）に必要な事項を記入し、在学証明書を添付して提出

※申請書が届かない場合は、10月12日(金)までに問い合わせてください。

提出・問合せ先  いきいき 学校経営グループ ☎52-1111（内線302）

ブロック塀など除却の補助

6月18日に発生した大阪府北部での地震や、過去の地震では、ブロック塀や石造塀などの倒壊により死亡事故が発生しました。また、倒れた塀が道をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げる結果ともなりました。

市は、公共施設の該当ブロック塀などの撤去に取り組むとともに、木造住宅耐震改修費等補助金規則を一部改定し、10月1日施行でブロック塀など除却工事の補助を行います。

一見安全そうに見えるブロック塀も経年劣化により倒壊の恐れがあるかもしれません。安全点検とあわせて、安心して暮らせるまちをめざしましょう。

対 象 道路、公共施設などの高さ1m以上ある組積造（コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの塀、門柱）で、地震発生時に倒壊、転倒のおそれがあるもの

補 助 額 ①ブロック塀などの撤去に要した費用


②撤去するブロック塀などの長さ1mあたり1万円を乗じて得た額

上記どちらかのいずれか少ない額に1/2を乗じて得た額を補助 ※10万円を限度とする。

申請方法 10月1日(月)以降に市役所都市防災グループ窓口にて受付。事前審査を経て着工可能となります。

※着工後および完了後の申請は補助対象となりません。

※1棟につき1か所の補助となります。

提出・問合せ先  都市防災グループ ☎52-1111（内線357）